

令和3年12月10日

枚方市上下水道局マンホール蓋広告の掲載に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、枚方市上下水道局有料広告の取り扱いに関する要綱（令和元年11月19日施行。以下「要綱」という。）に基づき、枚方市上下水道局（以下「局」という。）がマンホールの蓋に掲載する有料広告（以下「マンホール蓋広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 マンホール蓋広告を掲載するマンホールは、原則として歩道上に設置され、局が維持及び管理を行うマンホールとし、設置箇所については別に定めるとおりとする。

(規格等)

第3条 マンホール蓋広告の規格は、マンホール蓋の中心から半径25センチメートルの円形（ステンレス枠部分を含む。）とする。

2 マンホール蓋広告のデザインは、下水道のイメージ向上等に配慮したものでなければならない。

(掲載期間)

第4条 マンホール蓋広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール蓋広告が設置された日が属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「開始月」という。）から起算して、5年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間中に局の都合によりマンホール蓋広告の掲載を停止した場合は、その停止期間に応じて掲載期間を延長するものとする。

(広告料)

第5条 マンホール蓋広告の掲載料（以下「広告料」という。）は、別に定めるとおりとする。

(掲載希望者の募集)

第6条 マンホール蓋広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、ホームページ、広報誌等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、要綱及びこの基準を熟覧の上、原則としてマンホール蓋広告の掲載を希望する月の前月末日から起算して2か月前までに、枚方市上下水道局マンホール広告掲載申込書（様式第1号）を上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第8条 管理者は、前条の申込みがあった場合は、当該申込みの内容を枚方市上下水道局有料広告審査会において審査し、掲載の諾否を決定するものとする。

2 前項の審査は、広告料の価格の高い順で行うものとする。ただし、同一のマンホール蓋に関し同価格で複数の申込みがあった場合の審査の順は、抽選によるものとする。

3 管理者は、前2項の規定により掲載の諾否を決定した場合は、枚方市上下水道局マンホール広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により、掲載希望者へ通知するものとする。

(デザインの提出)

第9条 広告主は、マンホール蓋広告のデザインのデータを管理者が指定する期日までに作成し、提出するものとする。

2 管理者は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

(マンホール蓋広告の蓋の仕様等)

第10条 マンホール蓋広告の仕様については、以下の表のとおりとし、「枚方市型下水道用鋳鉄製マンホール蓋(Φ600mm)の性能に準拠するものとする。ただし、蓋表面については、Φ500mmのプレートが取り付けできる構造とする。また、その設置は局が有償で行うものとする。

製品仕様と品質特性

項目		製品仕様又は品質特性
荷重区分	鉄蓋	T-14
	広告用プレート	歩道用 ※車両の車輪の通る箇所等、車両乗入れ部への設置はできない。
基本構造、機能及び寸法	基本構造 (現場取付可能)	デザインストリーマーは、蓋表面に設置現場でも広告用プレートの取付け、交換が可能な構造とする。
	突出抑制構造	蓋表面にプレートを取り付けた際に、蓋表面から突出しない構造とする。
	プレート設置方向	広告用プレートの設置方向を、円周方向に40段階以上で、設置現場で自由に設定できる構造とする。
	プレート構造	広告用プレートは、図柄を印刷したものを鋼板等に貼付け、蓋に固定できるよう加工し、図柄印刷面を保護した構造とする。
	広告プレート	広告用プレートは、Φ500mmの情報表示可能範囲にデザイン案図に基づいた図柄を表現するものとする。

(費用の負担)

第11条 前条のマンホール蓋広告の設置に要する1箇所当たりの材料費及び設置費(18,000円(税抜))は、広告主が負担するものとする。

(広告料の納入)

第12条 広告主は、管理者が指定する納付書により広告料が発生する年度までに1年分を納入するものとする。ただし、最終日が枚方市の休日を定める条例(平成3年枚方市条例第3号)第2条に定める市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

(維持管理等)

第13条 局は、マンホール蓋広告を掲載したマンホールの維持管理を行う。

2 局は、前項のマンホールに起因して、第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。ただし、マンホール蓋広告のデザインに起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責任を負う。

(撤去)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該マンホール蓋広告を撤去する。

- (1) 掲載期間が満了した場合
- (2) マンホール蓋広告の掲載を中止した場合
- (3) マンホール蓋広告の掲載の決定を取り消した場合
- (4) 第4条第2項の規定によりマンホール蓋広告の掲載を停止した場合

(掲載期間の変更等)

第15条 管理者は、広告主から枚方市マンホール蓋広告掲載変更・中止申出書（様式第3号。以下「変更等申出書」という。）の提出により掲載期間の変更の申出があった場合は、1月を単位として

して掲載期間を短縮することができる。

- 2 管理者は、広告主から変更等申出書の提出によりマンホール蓋広告の掲載中止の申出があった場合は、掲載を中止することができる。
- 3 管理者は、前2項の規定により決定した掲載期間の変更又は掲載中止の諾否について、枚方市マンホール蓋広告掲載変更・中止決定通知書（様式第4号。以下「変更等決定通知書」という。）により通知するものとする。

(デザインの変更)

第16条 広告主は、掲載期間中にマンホール蓋広告のデザインの変更を希望する場合は、管理者に変更等申出書を提出するものとする。この場合において、デザインの変更に伴い必要となる工事等については、第11条の規定を準用する。

- 2 前項の規定によりマンホール蓋広告のデザインを変更した場合は、変更した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）を開始月とみなす。ただし、デザイン変更後の掲載期間は、当初契約期間の5年を超えることはできない。
- 3 管理者は、第2項の規定により決定したデザインの変更の諾否について、変更等決定通知書により通知するものとする。

(掲載決定の取消し)

第17条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主へ通知することなく、マンホール蓋広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告料を納入しない場合
- (2) 広告主が、指定する期日までにマンホール蓋広告のデザインのデータを提出しない場合
- (3) マンホール蓋広告の内容及びデザイン等が、法令、要綱又はこの基準に違反した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者がマンホール蓋広告の掲載が適切でない判断した場合

(広告料の返還等)

第18条 広告主の責めに帰すべき事由により掲載が終了したとき、すでに納入された広告料は、返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告主が広告の掲載中止を希望する月の前月末日から起算して5日前までに第15条第2項の申出を行った場合は、広告主がすでに納入した広告料のうち、広告掲載を中止した日の帰属する月の翌月分から広告料を返還するものとする。

(その他)

第19条 この基準に定めるもののほか、マンホール蓋広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号

枚方市上下水道局マンホール蓋広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 枚方市上下水道事業管理者

申込者 郵便番号

所在地 (住所)

名称 (氏名)

代表者名

㊞

次のとおりマンホール蓋広告の掲載を申し込みます。

1. 広告の内容
2. 広告料
(1月につき) 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額
3. 掲載対象のマンホール蓋
4. 掲載期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (5年間)
4. 備考
申込みに当たり、水道料金及び下水道使用料等納付状況調査に同意します。
5. 連絡先
担当 (部署・氏名)
電話
F a x
e - m a i l

様式第2号

枚方市上下水道局マンホール蓋広告掲載・不掲載決定通知書

第 号

年 月 日

様

枚方市上下水道事業管理者 印

年 月 日付で申込みがありましたマンホール蓋広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

<p>1. 決定区分</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 掲載することに決定しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 掲載しないことに決定しました。</p>
<p>2. 掲載対象のマンホール蓋</p>
<p>3. 掲載期間</p> <p>令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（5年間）</p>
<p>4. 広告料</p> <p>(1月につき) _____ 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額</p>
<p>5. 備考</p>

様式第3号

枚方市上下水道局マンホール蓋広告掲載変更・中止申出書

年 月 日

(宛先) 枚方市上下水道事業管理者

申込者 郵便番号

所在地 (住所)

名称 (氏名)

代表者名

㊞

マンホール蓋広告に関する以下の事項について、変更・中止を申し出ます。

1. 広告の内容	
2. 変更または中止の理由	
2. 掲載対象のマンホール蓋	
4. 掲載期間	変更前の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 変更後の期間 年 月 日から 年 月 日まで
5. 連絡先	担当 (部署・氏名) 電話 F a x e - m a i l

様式第4号

枚方市上下水道局マンホール蓋広告掲載変更・中止決定通知書

第 号
年 月 日

様

枚方市上下水道事業管理者

㊞

令和 年 月 日付枚方市上下水道局マンホール蓋広告掲載変更・中止申出書
(様式第3号)で申出のありましたマンホール蓋広告の変更・中止について、次のとおり決定しましたので、通知します。

<p>1. 掲載対象のマンホール蓋 (掲載番号)</p>
<p>2. 掲載対象の変更</p> <p><input type="checkbox"/> 変更を認めます。 (変更年月) 年 月</p> <p><input type="checkbox"/> 変更を認めません (理 由)</p>
<p>3. デザインの変更</p> <p><input type="checkbox"/> 変更を認めます。 (変更年月) 年 月</p> <p><input type="checkbox"/> 変更を認めません。 (理 由)</p>
<p>4. 掲載の中止</p> <p><input type="checkbox"/> 中止を認めます。 (中止年月) 年 月</p> <p><input type="checkbox"/> 中止を認めません。 (理 由)</p>
<p>5. 備考</p>

枚方市上下水道局行政財産（マンホール蓋）使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 枚方市上下水道事業管理者

申込者 郵便番号

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者名 ⑩

令和 年 月 日付第 号によりマンホール蓋広告の掲載の決定を受けたことから、次のとおり行政財産（マンホール蓋）の使用を申請します。

1. 掲載対象のマンホール蓋（掲載番号）	
2. 使用の目的	マンホール蓋広告掲載のため
3. 使用の期間	令和 年 月 日からマンホール蓋広告の撤去まで
4. 連絡先	担当（部署・氏名）
	電話
	F a x
	e - m a i l